



市マスコットキャラクター

たがたん イラスト使用できます!

平成25年度から、商品やポスター、パンフレットなどにマスコットキャラクター「たがたん」のイラストが無料で使用できるようになりました。

「たがたん」のイラストを使用して商品などを作成しませんか？
商品などに「たがたん」のイラストを使用するためには事前に申請が必要です。

申し込み方法

使用申請書に必要事項を記載し、持参、郵送、FAXまたは電子メールで申請してください。
内容を確認の上、問題がなければ承認通知とともに画像を提供します。

【注意事項】

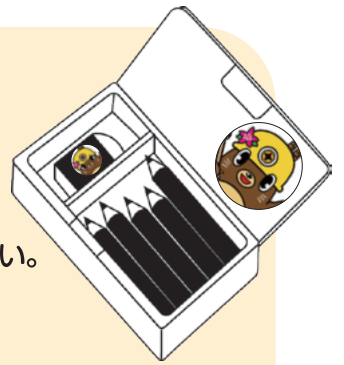
※使用申請書は、市役所 4 階総合政策課で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。

※内容確認にはおおむね 2 週間程度かかります。

※次の項目に該当する場合、使用をお断りすることがあります。

- ・法令および公序良俗に反すると認められるとき。
- ・本市の信用または品位を害すると認められるとき。
- ・特定の個人、政党もしくは宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるとき。
- ・申請者が、暴力団員であると認められるとき。
- ・たがたんの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ・たがたんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- ・立体物で、その表現がたがたんの立体物と認められないとき。

※詳しい内容については、「田川市マスコットキャラクターたがたん使用取扱要綱」をご覧ください。
(市役所 4 階総合政策課、または、市ホームページでご覧になれます)



「たがたん」イラストパターン [一部紹介します]



正面 (基本)



背面 (基本)



横向き

※カラー版および白黒版のイラストがあります。

これまでの承認商品

平成25年6月14日時点



トートバッグ、ランチバッグ
タオル、焼酎、Tシャツ
飲酒運転撲滅ステッカーなど

申し込み・問い合わせ 総合政策課政策推進係 ☎44-2000(内線406・407)